

様式第1号（第3条関係）

（表）

第 号	徴税吏員証	
写 真	所 属 職 名 氏 名	
		年 月 日交付
	十勝圏複合事務組合長	印

5.4 cm

8.5 cm

（裏）

注 意	
1	本証は、徴税吏員が質問、検査及び滞納処分の職務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与又は譲渡し、使用させてはならない。
4	本証を汚損、紛失等したときは、直ちにその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。
5	異動その他の理由により徴税吏員の職を解任されたときは、本証を直ちに組合長に返納しなければならない。

5.4 cm

8.5 cm

様式第2号（第4条関係）

（表）

第 号	徴収職員証	
写 真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	年 月 日	交付
	十勝圏複合事務組合長	
		印

5.4 cm

8.5 cm

（裏）

注 意	
1	本証は、国民健康保険料の徴収職員が質問、検査及び滞納処分の職務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与又は譲渡し、使用させてはならない。
4	本証を汚損、紛失等したときは、直ちにその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。
5	異動その他の理由により徴収職員の職を解任されたときは、本証を直ちに組合長に返納しなければならない。

5.4 cm

徴税吏員証等亡失届出書

年 月 日

十勝圏複合事務組合

組合長 様

十勝市町村税滞納整理機構

職氏名

徴税吏員証（徴収職員証）を亡失したので、次のとおり届け出ます。

記

※亡失吏員証 (職員証)番号		※交付年月日	年 月 日
亡失年月日	年 月 日 () 午前・午後 時 頃		
亡失の場所 (具体的に)			
亡失の理由 (番号に○)	1 紛失 2 盗難 3 その他 ()		
亡失のときの状況 (具体的に)			
備考			

注1 日時・場所等が不明のときは、推定によりできる限り具体的に記入すること。
必要な場合は、地図、その他の資料等を添付すること。

2 亡失した吏員証（職員証）を発見したときは、速やかに組合長に届け出ること。

3 ※印は担当者記入欄につき、記入しないこと。

徴税吏員証等再交付申請書

年 月 日

十勝圏複合事務組合
組合長 様

十勝市町村税滞納整理機構
職氏名

徴税吏員証（徴収職員証）を再交付いただきたく、次のとおり申請します。

記

再交付の理由 (番号に○)	1 亡失 2 汚損 3 摩滅 4 その他()		
亡失の場合は吏員証(職員証)亡失年月日	年 月 日		
返還する吏員証(職員証)番号	交付年月日	年 月 日	
※再交付吏員証(職員証)番号	※再交付年月日	年 月 日	
備考			

注1 亡失以外のときは、必ず吏員証（職員証）を添付すること。

2 ※印は担当者記入欄につき、記入しないこと。

